

## 第 741 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 1 月 26 日 (水) 14 時 00 分～15 時 10 分  
場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 4 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 小型機船底びき網漁業（手繰第 3 種漁業）に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 2)
- (3) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)

#### 2 協議事項

- (1) 「神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業制限」に関する委員会指示の事前協議について (資料 4)

#### 3 報告事項

- (1) 漁業法第 90 条第 1 項による漁業権に係る資源管理の状況等の報告について (資料 5-1～5-3)
- (2) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 6-1、6-2)
- (3) 令和 3 年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の開催結果について (資料 7)

#### 4 その他

- (1) 神奈川県資源管理方針の改正について (資料 8-1、8-2)
- (2) 令和 4 管理年度のくろまぐろの知事管理漁獲可能量について (資料 9-1～9-3)
- (3) 令和 4 年 4 月の委員会開催日程について
- (4) その他

#### [参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)
- ③ 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 3)

#### [配付資料]

- ④ 水産神奈川 第 559 号

### 出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・県水産課 小川 GL、相澤副技幹、原田主査、山本主査、菅原主事

## 議 事

滝口事務局長

定刻になりましたので、これより委員会を開催いたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中13名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長  
(櫻本会長)

それではただいまから第741回の委員会を開催いたします。今年最初の会議になりますが、今年もよろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、諮問事項が3件、協議事項が1件、報告事項が3件、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

大竹委員、小澤委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは大竹議員、小澤委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

本件につきまして本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 原田主査

【資料1に基づき説明】

議 長

現行の許可の更新ということで、内容的には特段変更はないということですが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項(2)「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することありますでしょうか。

特になんということですが、この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員一同  
議長

よろしいでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

了 承

それではそのように決めます。

続いて諮問事項（３）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決めます。

続いて協議事項（１）「「神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業制限」に関する委員会指示の事前協議について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

事) 上原主事  
議長

【資料４に基づき説明】

ただいま御説明いただきましたが、この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

青木（勇）委員

指示ラインですが、真鶴の笠島がありますよね。

ここから 400 メートル沖合までは真鶴町の共同漁業権に入っているのですが、そこまでまき網がやってもいいということになっています。

前回のときに念書をもっていますが、その辺はどうなのでしょう。

事) 上原主事

前回、平成 28 年から平成 30 年にかけて小委員会を設置して議論を重ねる中で、青木委員がおっしゃられたように、横須賀市大楠漁協から真鶴町漁協あてに念書を御提出いただいています。

平成 28 年から平成 30 年のときには、その部分では操業しないという念書で対処することにしたという記録があります。

青木（勇）委員

確かに念書に共同漁業権内ではやりませんというのが入っていますが、そうであれば最初から区域を変えたらどうでしょうか。

議長

いかがでしょうか。

事) 上原主事

繰り返しになりますが、確かに笠島のところを沖出しするかという話は過去にありましたが、平成 28 年から平成 30 年のときには、指示線の沖出し、

つまり指示の変更という形では対応せずに、漁業者間の調整といいますか、それに対応すると伺っているところです。

仮に指示線を変更するということになりますと、指示の内容の変更になりますので、改めて中型まき網漁業者の方と調整をつけていただいて変更という形になると思います。

議長 1点確認ですが、先ほど念書は平成28年から30年とおっしゃっていましたが。

事) 上原主事 平成28年から平成30年の審議の中で、平成30年ごろ提出されたと記憶しています。

議長 その念書は今も有効だと考えてよいのでしょうか。

事) 上原主事 特に有効期間があるものではなかったと記憶しております。

議長 分かりました。

いかがでしょうか。

その念書のままでいいのではないかという考え方と、念書があるのであれば指示線自体を変更した方がよいのではないかという御意見だと思いですが、指示線を変更するとそれなりに手続は大変だということですね。

事) 上原主事 はい。

議長 いかがでしょうか。

何か御意見等いただければと思います。

小菅委員 その件に関して委員としてやっていましたが、うちの方も、観音から旗山崎が完全に漁業権に入っています。

ここは浅くて中型はとてもしないで、沖出しの漁業権のラインをしっかりと設定してほしいということも一緒に話に出たのですが、やはりこれを変更するには、中型まき網漁業者を集めて協議して、向こうが認めてくれないと中々難しいとのことでした。

うちの方に関しては千葉もあるので難しいとのことでした。

真鶴沖に関しては念書で、うちの方に関しては念書も何もないのですが、基本的には浅くて中型はできないので、こういうところが許可に入っているのはおかしいのではないかと再三言ったのですが、これを変更するのは色々な部分で非常に厄介なようです。

そのためうちの方はそのままですが、たちうおのときは話し合いを持って、今遠慮してもらっています。

こちらは念書が入って、委員会の方はそのまま通ったという形になっていると思います。

事) 上原主事  
青木 (勇) 委員

そうですね。

はい。

ただ念書というと、人が変わっていくうちに段々うやむやになって訳が分からなくなってしまうので、そうであれば最初から委員会指示でやった方がはっきりしているのではないかなと思います。

手続は難しいかもしれませんが、難しいからやらないでおくのもおかしな話だと思います。

青木 (勝海) 委員  
議 長  
鵜飼委員

いつまでたっても進歩しないですよ。

他に御意見ございますでしょうか。

そういう議論が今まであったと思います。

実際にこの辺の操業について、今は中型まき網の体制が変わってきていると思いますが、その辺のデータはどうなのでしょう。

水) 原田主査

少なくともここ5年間においては、中型まき網漁業の操業自体がない状態です。

鵜飼委員

県内の中型まき網の勢力はどうなっているのでしょうか。

水) 原田主査

横須賀市東部漁協の方が、2そうまきで1か統の2隻となっています。

また、横須賀市大楠漁協所属の船で、今実働しているのが1か統1隻です。

今実働し得るのはこの2か統となります。

それと船はないですが、起業の認可になっているものが1か統2隻分あります。

鵜飼委員

地元ではやはり一番心配していることだと思います。

そのため、やはりこのことについては、ただ更新するのではなく、中型まき網の人と話をした方がよいと思います。

それで変えるかどうか、それはまたやり方があるかだと思います。

ただ、今言ったように、実績はないですが許可はあり、そしてやれる場所でもあるということで、念書というのは先ほど言われたように、本当に人が変われば分からないし、紙がなくなってしまうと分からないです。

そういう意味では、今回中型まき網の人と再度これについて議論といいですか、確認をする、あるいはそれができないなら変更するか、そういったステップを踏んでもよいと思います。

議 長

ありがとうございます。

非常に具体的で良い御提案をいただいたと思いますが、これに関して何か御意見ございますでしょうか。

一度中型まき網の方と話し合う場を設けて確認をしてということでしょうか。

鵜飼委員 話し合う場を設けるといふか、まず水産課として、その念書なりが継続されていることは確認しなければいけないと思います。

大楠の組合長さんは今日いらっしゃらないですが、中型まき網の勢力が変わっていますので、今は主体であった漁業者が変わってきている可能性があります。

そのため、まず、そういうところも含めて、この辺については水産課の方で地ならしをしていただくというのはどうでしょうか。

議長 結構対応が大変だと思いますが、水産課の方はいかがでしょうか。

鵜飼委員 何も話をしないで更新するわけではないですよ。

中型まき網には話はするのでしょうか。

水) 原田主査 実は中型まき網漁業の県内船の許可の更新が年度切り替わってすぐにあります。

そのタイミングもありますので、まずは県内の中型まき網船の方々に御意見を伺うという形で調査していきたいと思います。

議長 ありがとうございます。

青木委員 青木委員いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

青木(勇)委員 はい。

鵜飼委員 これは5年間の委員会指示にするのでしょうか。

水) 原田主査 委員会指示と許可はまた別の話なので、許可自体と委員会指示自体は分けて考えていただければと思います。

鵜飼委員 それでは許可は5年で出すけれども、委員会指示は今までどおり3年で行くのでしょうか。

水) 原田主査 3年ごとということに決まれば、3年ごとに見直しの機会が設けられることとなります。

鵜飼委員 分かりました。

議長 そうしますと、この件につきましては2月、3月の委員会で改めて審議することになっていますが、やる手順を含めて、具体的な内容は2月、3月にまた議論するという形でよろしいでしょうか。

水) 原田主査 許可の諮問が2月の予定なので、その際には調査した意見についても御提示させていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。

特段その他に御質問等なければ、そのように進めさせていただきたいと思  
います。

青木（勇）委員  
議 長  
お願ひします。  
続きまして報告事項（１）「漁業法第 90 条第 1 項による漁業権に係る資  
源管理の状況等の報告について」を議題とします。  
本件につきましても本日机上配付されている資料がありますので、水産課  
から説明をお願いいたします。

水）相澤副技幹  
水）原田主査  
議 長  
【資料 5－1～5－3 に基づき説明】  
今御説明いただいた内容につきまして、御意見、御質問等ございますでし  
ょうか。

鵜飼委員  
資料 5－3 で、定置漁業権のナンバリングが 5 から 25 までであるのです  
が、これは現時点で調査された数であり、これが漏れているのはまだ調査が  
されてないという理解でよろしいのでしょうか。  
全部同じ意見ですが、最後におおむね適切などがあり、定置漁業権につい  
ては操業しているかしていないかはっきりしてしまうわけですが、この中の  
操業していない漁場というのははっきりしているのでしょうか。

水）相澤副技幹  
こちらは漁業権者から御提出をいただくものですので、ナンバリングが抜  
けているのはまだ御提出されていないことになります。  
実際に操業されているかどうかについての調査ですが、今漁業権の切替え  
に向けて実態調査を行っているのと、それから事前の聞き取りなどで操業し  
ているかしていないか聞いております。  
例えば、2 ページの定第 13 号、第 14 号の漁場につきましては、現在操業  
していないという情報を聞いておまして、その他、今操業を休止している  
という実態もお聞きしているところです。

鵜飼委員  
実際に操業していないところは具体的に何箇所程度あるのでしょうか。  
水）相澤副技幹  
3 漁場です。  
青木（勝海）委員  
二宮は。  
鵜飼委員  
二宮は操業していますよね。  
まだ調査から漏れているだけでしょうか。  
水）相澤副技幹  
二宮は操業しています。  
鵜飼委員  
調査から漏れているやつが入っていないのですよね。  
水）相澤副技幹  
そのとおりです。  
鵜飼委員  
実際に操業していない、要するに実績がないのは 3 漁場ということす

か。

水) 相澤副技幹  
鵜飼委員 そのとおりです。  
だから「おおむね」になっているということでしょうか。

水) 相澤副技幹  
鵜飼委員 実際に操業されている漁場においては、台風の時化なども多くて操業日数を稼ぐのが中々難しいと言いながらも、皆さんしっかり操業されていますので、ここでお答えをいただいて、しかも実績がある漁場に関しては、適正かつ有効に利用されているとさせていただきます。

鵜飼委員 今のところ休止している漁場については、今後更に深く聞き取りまして、行使状況について把握していきたいと考えております。

水) 相澤副技幹  
鵜飼委員 意見を出されていますが、これは5年間の意見でしょうか。  
それとも1年単位の意見でしょうか。

水) 相澤副技幹  
鵜飼委員 1年間となります。  
それでは、5年間のうち4年間過去に操業していたけれども、最後の1年操業していなかった場合は。  
うちの定置漁業は皆さんしっかりやっているので、せつかくならしっかりやっていますと書いてもいいかなと思ったものです。

議 長 他に御意見等ございますでしょうか。  
特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議 長 了 承  
それではそのようにいたします。  
続きまして報告事項(2)「くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。  
資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。  
本件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

玉置委員 資料6-2を見ますと、くろまぐろの漁獲実績が伸びておらず、漁獲枠を有効利用していないように見えるのですが、これは網に入ったものを逃しているのか、漁獲が伸びていないのでしょうか。  
それともそもそも獲れていないのでしょうか。  
また、これは3月末に繰り越しますが、3月末といっても、更に獲り残した枠については、次の令和4管理年度への繰り越しはできないのでしょうか。  
また、今回のように漁獲実績が伸びないで枠よりも少ない場合は、将来的に神奈川の漁獲枠が減らされることに繋がるのでしょうか。

水) 山本主査

以上3つについて教えてください。

1つ目のくろまぐろの漁獲実績が伸びていないのは網に入ったものを逃しているからなのかということですが、神奈川県資源管理方針の中で、くろまぐろの獲り方のルールを定めており、1.5キログラム未満のものについては放流してくださいという決めになっております。

今期については、漁船漁業も定置漁業もあまり獲れないので枠を後ろにずらしているという実態があるのですが、1.5キログラム未満のものが定置に入ってしまった逃がしているというのが1つの理由となります。

一方で1.5キログラム以上のものについても、例年と比べると獲れておらず、それによって枠が中々消化されずに後ろの方に繰り越しているという実態があります。

2つ目の御質問の3月末で獲り残した枠はどうなるのかということですが、WCPFCで、それぞれ国別では残った枠の17%を翌期に繰り越してもよいというルールがあります。

個別の県についてはどうなのかといいますと、17%のうち10%分については個別の県で繰り越すことができると定められており、残りの7%については、一旦国が留保に入れ、それを一定のルールで各都道府県や大臣管理枠などに配分するというルールになっております。

最後に、漁獲実績が少ない場合に将来どうなるのか、枠が減らされる可能性はあるのかということですが、これにつきましては、水産庁としては明確に姿勢を示していない状況です。

現在までのところ、ある基準年を定めて、それに基づいて当初配分をして、追加については、先ほど申しました17%を割り振るなどして追加しているのですが、基本の当初配分の分け方を今後どうするのかという見解は示しておりません。

国の分け方については、毎年、水産政策審議会に諮問して決めているようなのですが、長期的な見通しについては、水産庁としても言ってくれないという状況です。

担当者会議でも、分け方のルールが分かればそれに応じた対策もとれるという意見が各都道府県の者から出のですが、水産庁としてはそういった決め方をしている関係で、長期的な展望を示せない状況です。

いかがでしょうか。

議長  
玉置委員

2番目の答えで、県の残した分の10%分はまた令和4管理年度に追加配分があるということでしょうか。

水) 山本主査 玉置委員 議 長 青木 (勇) 委員	<p>はい。</p> <p>分かりました。</p> <p>他に御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>1.5 キログラム未満を放流というのは県によって違うと聞いたのですが、本当なのでしょうか。</p>
水) 山本主査	<p>1.5 キログラム未満を放流するというのは、最初は平成 30 年 7 月にくろまぐろが T A C の対象になったときの T A C の県計画の中に盛り込んだもので、それはあくまで神奈川県でのルールといいますか、取組となります。</p> <p>そのため、他県においては 1.5 キログラム未満についても獲っているところがあると聞いています。</p> <p>なぜ当時そのようにしたかと申しますと、やはり 1.5 キログラム未満となると、どうしても安い値段しかつかないということと、また、そういった小型魚は、本県においては比較的夏の時期に獲れることが多いです。</p> <p>1.5 キログラム未満のくろまぐろがたくさん入ってしまう夏の時期に水揚げしてしまうと、どうしても枠の消化が進んでしまって、比較的価格の高い年末、11 月、12 月辺りにまぐろが獲れなくなってしまうことが懸念されるため、1.5 キログラム未満については、当時から獲るのをやめた方がいいということで、こういったルールとなっております。</p>
青木 (勇) 委員	<p>1.5 キログラム未満というのは神奈川独自ということでしょうか。</p>
水) 山本主査	<p>そのとおりです。</p> <p>他県でももしかしたら同じようなところがあるかもしれないですが、基本的にはこれは神奈川県資源管理方針に基づくものなので、神奈川県の独自のルールとなります。</p>
青木 (勇) 委員	<p>日本全体では 1.5 キログラム未満などは決めていないのでしょうか。</p>
水) 山本主査	<p>日本全体では 1.5 キログラム未満はだめといったルールは特にありません。</p> <p>私としても把握しておりません。</p>
議 長	<p>他に御質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>特段ないようですので、本件も報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>了 承</p>
議 長	<p>それでは了承することといたします。</p> <p>続いて報告事項 (3) 「令和 3 年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の開催</p>

結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

従来とあまり変更点はないということですが。

特段ないようですので、本件も報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのようにいたします。

続いてその他（１）「神奈川県資源管理方針の改正について」を議題とします。

本件につきましても本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 山本主査  
議長

【資料８－１、８－２に基づき説明】

ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようですので、本件の説明を了承することにしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのようにいたします。

続きましてその他（２）「令和４管理年度のくろまぐろの知事管理漁獲量について」を議題とします。

本件につきましても本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 山本主査  
議長

【資料９－１～９－３に基づき説明】

ただいま説明いただきました件につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

鵜飼委員

この按分ですが、平成２４年は漁船漁業が非常に多くなっています。

平成２８年や近年は大体定置の方が多いですが、このような統計処理で按分して大丈夫でしょうか。

水) 山本主査

個別に割合を出してそれを平均化すると、漁獲が少ない年、非常に多い年で偏りが生じますので、全てを合計して按分するのが適切かと思います。

鵜飼委員

傾向としては定置で獲っている量の方が多いですね。按分的には。

たまたま漁船漁業が平成２４年やそれ以外もあるかもしれないですが、例

えば令和3年や令和2年は定置の方が多いですが、その心配はしなくても大丈夫でしょうか。

水) 山本主査

確かに年によってかなりばらつきがあるというのは御指摘のとおりですが、逆に申しますと、この更に来期、令和5管理年度の算定をするときは平成25年から令和4年になります。

令和4年の漁獲はまだ分らないですが、このままいきますと、漁船漁業の71トン強という平成24年がなくなりますので、この次から、つまり令和5管理年度からは定置の割合が非常に増えることが予想されます。

鵜飼委員

分かりました。

要は変わっていくということですね。

水) 山本主査

過去10年間の実績に応じて配分するということです。

鵜飼委員

10年間というのは規定されているのでしょうか。

水) 山本主査

こちらの分け方についても、平成30年7月にくろまぐろがTAC化されたときから漁業者向けの説明会やアンケート等をし、過去10年間の漁獲実績に基づいて按分するという案を示し、皆様特に反対意見なく、それでいいのではないかという御意見でしたので、その頃からこのやり方で毎年実施しております。

鵜飼委員

分かりました。

議長

この件とは直接関係しないのですが、今年のWCPFCの会議で、大型魚は15%増枠になりました。

小型魚はそのままだということですが、小型魚の枠を大型魚に振り替えることができるというのもあり、大型魚は凄く優遇されていて、小型魚は全然優遇されていないなという印象を持ったのですが、くろまぐろに対するTAC制度を始める前と始めてからを比べると、小型魚の漁獲圧力というのは非常に小さくなっています。

漁獲係数(F)で言うと4分の1くらいになっています。

ということは、小型魚の規制を非常に強化して、その影響で資源が増えていくという形になってはいますが、水産庁はもう少し小型魚の枠を増やすような方策を考えていただいてもいいのかなという気は個人的にしています。

今日の話とは直接関係しませんが、意見として申し上げました。

他に御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは特段ないようでしたら、この件は説明を了承することといたします。

最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。  
ないようですので、本日の委員会はこれで閉会とします。

以上